

# 「子ども・若者応援クーポン」取扱事業者募集要項

一般社団法人 Collective for Children

「一般社団法人 Collective for Children（以下、事務局という。）」は、経済的な困難を抱える子ども・若者に対して、民間の子ども・若者支援サービスで利用できる「子ども・若者応援クーポン（以下、クーポンという。）」を無償で提供し、その自立を支援します。

## 1. 本事業の概要

### (1) クーポン提供対象者

生年月日が「1998年4月2日以降の方」で、申込時点で尼崎市内に居住していること。

また、事務局が定める所得要件に該当すること。

※ただし、高等教育機関（大学、大学院、短期大学、高等専門学校（4年生・5年生））に在籍している方を除く

### (2) 定員

200名程度（年齢等によってクーポン提供額が異なるため、定員は見込みの人数です）

### (3) クーポン利用期間・提供額

#### ・利用期間

2018年4月1日（日）～2019年3月31日（日）

#### ・クーポン提供額（利用決定時に一括給付）

未就学児	月 20,000 円×利用期間分
小学生	月 12,000 円×利用期間分
中学1・2年生／高校1・2年生	月 16,000 円×利用期間分
中学3年生／高校3年生	月 24,000 円×利用期間分
生年月日が1998年4月2日～2003年4月1日までの 者で高校等に在学していない者	月 24,000 円×利用期間分

### (4) 注意事項

利用者は、クーポンの利用に際し「クーポン取扱事業者（以下、取扱事業者という。）」から釣銭を受け取ることはできません。また、クーポンと現金または他の金券との引換えもできません。

## 2. 登録申請

クーポンを取扱うには、取扱事業者登録申請手続きが必要です。下記の「(1) 登録の条件」に該当することを確認のうえ、「(2) 登録申請書類」を提出してください。

(1) 登録の条件

次のすべてを満たしていることを登録の条件とします。

- ① 本事業の趣旨・目的に賛同し、子ども・若者等の学力向上ならびに心とからだの健全な発達に寄与する良質な保育・教育・福祉等のサービス（以下、サービスという）を提供する事業者であること
- ② 尼崎市及び次の市域内等でのサービス提供が可能な事業者であること（ただし、野外での体験活動等、遠隔地でサービス提供を行うものを除く）

兵庫県	伊丹市、西宮市、宝塚市	大阪府	大阪市、豊中市
-----	-------------	-----	---------

- ③ 対象者へのサービスを、その内容と価格を明示し、有償で提供している民間の事業者（法人、任意団体及び個人事業主を含む）であること  
ただし、学校教育法第一条に規定される学校（一条校）は除く
- ④ 提供するサービスが、次のいずれかに該当すること

対象者		支援サービス
A	未就学児・小学生・中学生・高校生等の子ども	学習支援、体験活動、文化・スポーツ活動、特別教育支援（発達支援、障がい児支援）、保育サービス、子育て支援など
B	19歳～20歳の若者	学習支援、インターンシップ、職業教育、進路相談支援、資格取得支援（自動車教習所を除く）など

- ⑤ 利用者へのサービス提供の実績（出席・参加記録、指導履歴等）の管理が適切に行われており、事務局が実施するアンケート・ヒアリング調査等に協力できること
- ⑥ 提供するサービスの対象者を特定の個人に限定せず、広く一般の利用を受け付けていること
- ⑦ 代表者が明確であり、本募集要項に規定する事業の遂行能力が見込まれる事業者であること
- ⑧ 個人情報の保護について万全を期していること
- ⑨ 政治活動（特定の政治思想を支持または反対するために行われる活動及び特定の公職者もしくはその候補者または政党を推薦、支持または反対する活動）または宗教活動（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する活動）を主たる目的としていないこと
- ⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者並びにこれらに準じる者が事業者の中にいないこと
- ⑪ 公序良俗に反する活動をしていないこと
- ⑫ 子ども・若者応援クーポン提供事業実施要領（以下、実施要領という。）、本募集要項並びに関係法令を遵守すること

(2) 登録申請書類

次の登録申請書類を確認のうえ、事務局まで提出してください。

同一事業者で複数の事業所を登録する場合、それぞれ登録申請書類を提出してください。

ただし、追加で事業所を登録する場合、②は提出不要です。

法人	①	子ども・若者応援クーポン取扱事業者登録申請書（第7号様式）
	②	法人の登記簿謄本または登記事項証明書（写し可／発行後3ヶ月以内）
	③	サービス内容及び費用が記載された文書（チラシ・パンフレット等）
任意団体	①	子ども・若者応援クーポン取扱事業者登録申請書（第7号様式）
	②	直近の法人税納税証明書（その2）
		ただし、事業開始後1事業年度未満等の理由で、法人税納税証明書（その2）の提出が困難な場合は、次の書類を提出。 ・収益事業開始届出書の写し（所轄税務署の受付印のあるもの）
③	サービス内容及び費用が記載された文書（チラシ・パンフレット等）	
個人	①	子ども・若者応援クーポン取扱事業者登録申請書（第7号様式）
	②	直近の所得税確定申告書の写し（第一表と第二表（控）の写し） ※納税手続きをe-Taxで行っている場合：受付日時・番号が記載されているもの ※納税手続きを税務署で行っている場合：所轄税務署の受付印のあるもの
		ただし、事業開始後1事業年度未満等の理由で、所得税確定申告書の写しの提出が困難な場合は、次の書類を提出。 ・個人事業の開業・廃業等届出書の写し（所轄税務署の受付印のあるもの）
③	サービス内容及び費用が記載された文書（チラシ・パンフレット等）	

※提出書類に個人番号（マイナンバー）が記載されている場合は、油性マジックで塗りつぶすなど、判別できないようにしたうえで提出してください。

【登録申請書類送付先】

〒661-0012

兵庫県尼崎市南塚口町2-12-8 サンライトハイツ205号室

一般社団法人 Collective for Children「子ども・若者応援クーポン」受付係

### 3. 登録の審査

#### (1) 書類確認

申請書類の到着後、概ね10営業日で営業実態等の確認を行います。ただし、「3(2)訪問確認」を行う場合はこの限りではありません。また、登録申請書記載内容等の確認のため、電話や電子メールで連絡させていただく場合があります。

#### (2) 訪問確認

事務局は、必要に応じて事業者がサービスを提供する場所等を訪問することがあります。

#### (3) 登録を認めない場合

登録を希望する事業者が次のいずれかに該当する場合は、取扱事業者としての登録を認めないことがあります。

- ① 登録申請書の内容に虚偽、その他不実の記載が認められたとき
- ② 登録申請書または申請書に添付された文書に記載漏れ、その他の不備が認められたとき
- ③ 実施要領、本募集要項に違反したとき（過去に違反した場合を含む。）
- ④ 実施要領、本募集要項に定める条件を満たさないとき
- ⑤ 本募集要項「3. 登録の審査」に規定する実態確認等の際し、「2(1) 登録の条件」を満たすことが確認できないとき

#### (4) 登録決定通知

審査に通過し、登録が完了しましたら「登録（受理・不受理）決定通知書（第8号様式）」にて通知します。その際、「取扱事業者の手引き」などの必要書類を同封します。

※提出書類に不備がある場合、審査に時間を要する場合があります。

### 4. 登録事項の変更

- ・登録事項を変更する場合は、予め「登録内容変更届（第9号様式）」を提出してください。
- ・届出がなかったことにより、事務局からの通知、送付書類、振込金その他が延着または不到着となっても、通常到着すべきときに取扱事業者に到着したものとみなします。また、この場合において、取扱事業者と第三者との間で紛争が生じた場合、自らの責任において解決するものとし、事務局の責によらずに延着、不到着の事態が生じた場合も同様とします。
- ・取扱事業者としての登録を廃止する場合は、予め「登録廃止届（第10号様式）」を提出してください。

### 5. 登録の取消

取扱事業者が、次のいずれかの事由に該当するときは、事務局は取扱事業者に対し「登録取消通知書（第11号様式）」をもって、直ちに取扱事業者としての登録を取り消すことができるものとします。なお、これにより事務局に損害が生じた場合、取扱事業者は当該損害を賠償しなければなりません。

(1) 取消事由

- ① 登録申請書（申請書に添付した文書を含む。）の記載事項または「4. 登録事項の変更」に示す登録事項の変更届出等で届出事項を偽って記載したことが判明したとき
- ② 「2 (1) 登録の条件」に定める事項を満たさなくなったとき
- ③ 政治教育（特定の政治思想を支持または反対するために行われる教育及び特定の公職者もしくはその候補者または政党を推薦、支持または反対する教育）または宗教教育（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する教育）を行い、クーポンによりそのサービス対価の支払いを受けたとき
- ④ 取扱事業者の代表者もしくはその従業員等、その他取扱事業者の関係者が割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法その他の法令、条例等に違反したとき、または行政、司法当局より指導、注意、勧告、命令、処分等を受け、事務局が登録の取消しが相当と判断したとき
- ⑤ 監督官庁から営業の停止または取消しの処分を受けたとき
- ⑥ 「4. 登録事項の変更」に反し、変更届等の必要な書類の提出を怠り、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該書類を提出しないとき
- ⑦ 「11. クーポンの利用」に反し、事務局に対する義務の履行を怠り、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該義務の履行をしないとき
- ⑧ 「16. 地位の譲渡・債権の譲渡の禁止」に反し、取扱事業者の地位を第三者に譲渡したとき
- ⑨ 利用者からの苦情、その他外部から得た情報等をもとに、事務局が取扱事業者として不適当と認めたとき
- ⑩ 取扱事業者が登録された所在地に実在しないとき、または登録された連絡先に事務局から連絡ができないとき
- ⑪ 取扱事業者が行うクーポン利用にかかる請求に疑義があり、事務局が取扱事業者として不適当と認めたとき
- ⑫ 取扱事業者が利用者の換金行為に加担するなど、不適切な利用者へのサービス提供を行っているとき事務局が判断したとき
- ⑬ 取扱事業者の故意、過失の有無にかかわらず、「17. 個人情報の保護等」に示す個人情報が第三者に提供、開示されるもしくは漏洩する事故が生じたと事務局が判断したとき
- ⑭ 取扱事業者が提供したサービスにおいて事故等が発生し、利用者または第三者に重大な損害を与えたとき
- ⑮ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が取扱事業者の中に存在すると判明したとき
- ⑯ 取扱事業者（取扱事業者の代表者その他取扱事業者の経営に実質的に関与している代表者以外の個人を含む。）が、自らまたは第三者を利用して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて事務局の信用を毀損し、または事務局の業務を妨害したとき、その他これらに類する事態が生じたとき
- ⑰ その他、実施要領及び本募集要項に違反したとき

## (2) 登録取消後の処理

取扱事業者は、登録取消し後、ただちに取扱事業者の負担におい取扱事業者であることを前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止しなければなりません。また、登録取消し後に利用者よりクーポン利用の申し出があった場合には、これを拒絶するとともに、当該利用者に対して取扱事業者としての登録が取り消された旨を告知しなければなりません。

## 6. 情報の公開

事務局は、取扱事業者の名称、登録事業所名、事業所所在地、連絡先、サービス内容、サービス費用等の情報を、書面またはホームページにおいて公開することができるものとします。

## 7. クーポンの有効性の確認

(1) 取扱事業者は、利用者からクーポンの提示を受ける際、善良な管理者の注意をもって、クーポンの有効性を確認しなければなりません。また、有効なクーポンとは以下をすべて満たすもので、事務局が発行するクーポン見本と同一の意匠のものをいいます。

- ① 名称が「子ども・若者応援クーポン」と明記されていること
- ② 発行元が「一般社団法人 Collective for Children」と明記されていること
- ③ クーポン番号が印字されていること
- ④ 有効期限を過ぎていないこと
- ⑤ 利用前に切り取り部分が切り離されていないこと
- ⑥ 「8. クーポンの無効及び利用者の資格喪失」に基づく無効通知が成されていないこと

(3) 取扱事業者が、(1) の有効性の確認を行わずに、または確認が不十分であったことにより生じた損害、その他取扱事業者の責に帰すべき事由により生じた損害は取扱事業者の負担とします。

(4) クーポンの偽造、変造、その他不正利用により生じた損害について、事務局はこれを賠償する責を負いません。

(5) (3) 及び (4) に該当する場合、事務局は「13. クーポン利用にかかる請求」に定める取扱事業者への支払いについて、支払いの留保または取消しをすることができるものとします。

## 8. クーポンの無効及び利用者の資格喪失

事務局は、クーポンの偽造、複製、紛失、その他クーポンの適正な利用を妨げる事象が発生した場合、特定のクーポンを無効にすることができるものとします。また、利用者が実施要領に定める利用者の要件を満たさなくなった場合、事務局は利用者としての資格を喪失させることができるものとします。

## 9. クーポンの偽造、変造への対処

(1) クーポンの偽造、変造が発覚した場合、事務局は取扱事業者に書面にて連絡することとし、その書面到着以降、取扱事業者はより厳重な注意をもってクーポンを確認しなければなりません。

- (2) 取扱事業者はクーポンの偽造、変造を発見した場合、速やかに事務局にその旨を通知するとともにその流通防止に協力しなければなりません。

## 10. クーポンの様式等の変更

事務局がクーポンの様式を変更する場合には、事務局は取扱事業者に対し、新しいクーポンが効力を生ずる1ヶ月以前に文書で通知するものとします。

## 11. クーポンの利用

- (1) 取扱事業者は、利用者からクーポンの利用を求められた場合、取扱事業者で一定の条件を定めている場合を除いて、本募集要項及び取扱事業者として登録された後に配布する「取扱事業者の手引き」に従い、当該利用者を顧客として受け入れなければなりません。
- (2) 取扱事業者は、利用者からクーポンの利用を求められた場合、「15. クーポン利用の拒否」に定める場合のほかは、合理的な理由なくクーポンの利用を拒否してはなりません。
- (3) 取扱事業者は「15. クーポン利用の拒否」に定める理由でクーポンの利用を拒否した場合、速やかに事務局にその旨及びその理由を報告しなければなりません。
- (4) 取扱事業者が利用者に提供するサービスは、利用者以外の生徒に提供するサービスと同一の内容のみとします。
- (5) 取扱事業者が利用者に提供するサービスは、本事業の対象者のみを対象とするものではなく、広く利用者を募っていることが必要です。
- (6) 取扱事業者がクーポンを利用する者に提供するサービスにかかる料金は、クーポンを利用しない生徒に提供するサービスにかかる料金と同一の設定である必要があり、クーポンを利用する者に対してのみ手数料等を上乘せすることは認められません。

## 12. クーポンの利用範囲

### (1) クーポンを利用できる費用

クーポンを利用することができる費用は次のとおりとします。

- ① 入会金等サービスの提供を受けるために初期に必要な費用
- ② 受講料、月謝、その他サービスの対価として支払う費用
- ③ 教材・教具、道具、ユニフォーム、制服等の費用で一回の支払額が3万円以内の費用  
(ただし、サービスを利用するために必要不可欠な物品等で取扱事業者はその支払いを行うべき費用)
- ④ その他、事務局が認めた費用

### (2) クーポンを利用できない費用

次の費用にクーポンを利用することはできません。

- ① 取扱事業者以外の事業者を支払うべき費用
- ② サービスを利用するために必要でない物品の費用
- ③ 取扱事業者が提供したサービスの費用のうち、実施要領または本募集要項が定めるサービス以外の費用

- ④ その他、事務局が不相当と認める費用

### 13. クーポン利用にかかる請求

- (1) 取扱事業者は、受領したクーポンの切り取り部分から本券と控え券に切り離し、再利用を不可能とするものとします。
- (2) 取扱事業者は、受領したクーポンの本券を取りまとめ、「受領伝票兼請求書」を添えて事務局に送付するものとします。
- (3) 事務局は、毎月7日（当日消印有効）までに取扱事業者から送付されたクーポン及び受領伝票兼請求書を確認し、実際のサービス費用と同額（請求額）を翌月10日に取扱事業者指定口座に振り込むものとします。（なお、振込日が金融機関休業日の場合、前営業日に振り込むものとします）
- (4) 取扱事業者の請求期限（クーポン送付期限）は、クーポン有効期限月の翌月25日（当日消印有効）までとし、事務局は有効期限月の翌々月15日に当該年度分の最終の振り込みを行うものとします。（なお、振込日が金融機関休業日の場合、前営業日に振り込むものとします）

### 14. 支払いの取消・留保

#### (1) 支払いの取消

事務局は、取扱事業者が次のいずれかに該当するときは、取扱事業者に対し、クーポン利用にかかる請求の支払いを行わないものとします。また、これらの費用が支払い済の場合には、取扱事業者は、事務局の請求があり次第、直ちに返還しなければなりません。

- ① 「17. 個人情報の保護等」に示す個人情報に関わる事故が発生した疑いがあるとき
- ② 「5. 登録の取消」のいずれかに該当する疑いがあるとき
- ③ 取扱事業者においてクーポンの不正取扱があったとき、または不正取扱をした疑いがあるとき
- ④ 取扱事業者が行ったクーポン利用にかかる請求が正当なものでないとき、または請求内容確認書記載内容に不実不備があるとき
- ⑤ 「8. クーポンの無効及び利用者の資格喪失」、「15. クーポンの利用の拒否」に反して、利用者へサービスを提供し、クーポンによりそのサービス対価の支払いを受けたとき
- ⑥ 取扱事業者の事情により、利用者に対するサービスの提供が困難になったとき
- ⑦ 「5. 登録の取消」により取扱事業者の登録を取り消した日以降に、利用者へサービスを提供し、クーポンによりそのサービス対価の支払いを受けたとき
- ⑧ その他、利用者へのサービスの提供が実施要領及び本募集要項のいずれかに違反して行われていることが判明したとき

#### (2) 支払いの留保

事務局は、次のいずれかの事由に該当したときは、当該事由が解消するまでの間、当該事由発生日以降、事務局が支払うべき金額の全部または一部の支払いを留保することができるものとします。



- ① 取扱事業者が行ったクーポン利用にかかる請求に疑義があると事務局が判断したとき
- ② 取扱事業者が「5. 登録の取消」に掲げる事由に該当したとき、または該当するおそれがあると事務局が認めたとき
- ③ 取扱事業者が行った利用者へのサービス提供について、「14. (1) 支払いの取消」のいずれかに該当するかまたはそのおそれがあると事務局が認めたとき

※支払い留保後に当該留保事由が解消し、事務局が当該留保金の全部または一部の支払いを相当と認めた場合には、事務局は取扱事業者に対し、当該金員を支払うものとします。なお、この場合、事務局は取扱事業者に対し、遅延損害金、損害賠償金等一切の支払い義務を負わないものとします。

#### 15. クーポン利用の拒否

取扱事業者は、次のいずれかに該当するときは、クーポンの利用を拒否するとともに、直ちに事務局に連絡し、事務局の指示に従うものとします。

- ① 明らかに偽造、変造、模造と判断できるクーポンの提示を受けたとき
- ② クーポンを提示する者が明らかに不審であると思われたとき
- ③ その他クーポンの利用等について不審があると思われたとき

#### 16. 地位の譲渡・債権の譲渡の禁止

取扱事業者は、取扱事業者としての地位を第三者に譲渡したり、取扱事業者の事務局に対する債権を第三者に譲渡、質入等をしたりはできません。

#### 17. 個人情報の保護等

取扱事業者は、次に定めるとおり、利用者等の個人情報を保護しなければなりません。

- (1) 取扱事業者は、利用者へのサービス提供を行ううえで、知り得た利用者に関する個人情報を厳重に保管し、法令等に基づき開示請求された場合を除き、事務局の書面による事前の同意を得ることなく第三者に提供、開示または漏洩してはならない。
- (2) 個人情報を利用者へサービスを提供する目的以外の目的に利用してはならず、利用目的が終了次第、速やかに取扱事業者の責任において当該個人情報を破棄または消去しなければならない。
- (3) 取扱事業者は、自らの責任において、個人情報を第三者に閲覧・改ざん・破壊されることがないように必要な措置を講じて保管、管理しなければならない。
- (4) 取扱事業者は、故意・過失の有無にかかわらず、個人情報が第三者に提供、開示され、もしくは漏洩する事故が生じた場合、または事故が生じた可能性がある場合、直ちにその旨を事務局に報告しなければならない。
- (5) 事務局は、取扱事業者に前項の事故が発生したと判断する合理的な理由がある場合、取扱事業者に対して事故事実の有無、可能性の状況、その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ、取扱事業者はこれに応じなければならない。

- (6) 取扱事業者は、(4) の事故が発生した場合、その原因を詳細に調査のうえ、被害拡大の防止策及び有効かつ十分な再発防止策を講じるとともに、その内容を事務局に報告しなければならない。
- (7) (6) の調査及び再発防止策は、取扱事業者の負担にて行うものとする。
- (8) 取扱事業者の責に帰すべき事由により、(4) の事故が生じた結果、利用者、事務局またはその他の第三者に損害が生じた場合、取扱事業者は当該損害につき賠償する義務を負う。
- (9) (1) から (8) にかかわらず、取扱事業者は、個人情報の重要性に鑑み個人情報に関する各種法令の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失等の防止その他個人情報等の保護に必要な措置等を講じなければならない。
- (10) 取扱事業者は、自己の事業従事者その他関係者について、個人情報保護等の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。
- (11) ここに定める個人情報に関する義務は、本事業の終了後においてもその効力を有するものとする。

## 18. 利用者の紛議等の解決

- (1) 取扱事業者は、サービスの内容、勧誘方法、広告方法、提供方法、その他の事由により利用者から苦情、要請、相談等があった場合、またはこれらにより利用者との間で紛議等が生じた場合、取扱事業者の責任において、解決にあたらなければなりません。
- (2) 取扱事業者は、サービスの提供において、事故等が発生し、利用者または第三者に損害を与えた場合、取扱事業者の責任において解決するものとします。
- (3) (1) 及び (2) の場合、事務局は一切の責任を負わないものとします。

## 19. 損害賠償責任

取扱事業者が実施要領、本募集要項に違反した結果、利用者、事務局またはその他の第三者に損害が生じた場合、取扱事業者は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。